

## 県議会のあり方に関する検討委員会規程（平成23年6月20日議会告示第7号）

### （趣旨）

第1条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）第120条第4項の規定に基づき、県議会のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この委員会は、県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的とする。

### （委員）

第3条 委員会の委員は、副議長及び議会運営委員会の委員とする。

### （座長）

第4条 委員会に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、原則として委員全員が出席して開くものとする。

3 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

4 委員会の会議は、その決定で非公開とすることができる。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、議会事務局議事課において処理する。

### （委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

## 附 則

1 この告示は、公表の日から施行し、平成23年6月15日から適用する。

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。